

水道法逐条解説

厚生省水道環境部水道法研究会

日本水道協会

第二編 逐条解説

第一章 総 則

本章は、水道法制定の目的、水源及び水道施設の清潔保持、水の適正かつ合理的使用等に関し、国、地方公共団体及び国民の責務を規定するとともに、本法において使用される用語の定義、水道によって供給される水の水質基準及び水道の施設基準について規定したものである。

〔法 律〕

(この法律の目的)

第一条 この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

〔要 旨〕

本条は、本法の目的を明らかにしたもので、本法は、水道により「清浄にして豊富低廉な水の供給を図る」ことを直接の目的とし、そのことによつて、「公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与する」ことを究極の目的としたものである。この目的達成のための具体的手段として、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめること、水道を

計画的に整備すること及び水道事業を保護育成することを意図している。

〔解説〕

一、公衆衛生の向上と生活環境の改善

本法は、その目的として、「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与する」ことを掲げている。憲法第二十五条は、生存権を保障し、その実現のための国の役割を定めており、本法は、健康保険法、保健所法等と同じく「全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進」を実現するための法律体系の一環として位置付けられる。

本条は、水道が、国民の健康で文化的な最低限度の生活水準を維持し、さらにこれを向上させるために不可欠であることを端的に表明したものである。国民が日常生活を営む上で、水道はナショナルミニマムであるとされ、安定給水が水道の最大の使命とされる所以である。本法に定める国及び地方公共団体の責務は、本条に由来し、その実現を図るための具体的な規定である。

二、清浄、豊富、低廉な水の供給

本法は、清浄にして豊富低廉な水の供給を図ることを直接の目的としていることから、「清浄」「豊富」「低廉」は水道の三原則といわれている。水の供給という給付行政の内容を規定する要素には、供給の量、質及び対価があるが、ここでは、量については「豊富」であること、質については「清浄」であること、対価については「低廉」であることを目標とすることを明らかにしたものである。水道がこれらを達成することによって、本法の究極の目的である「公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与する」ものとしているのであるが、清浄、豊富、低廉の内容は、それぞれの時代における公衆衛生、生活環境についての社会的要請を達成するため、水道に対し一般的に要求されるところに

よるものであって、個別具体的な数値、数量を内容としたものではない。したがって、例えば、水道水の水質については法第四条に水質基準を定めているが、これに適合することのみをもって本条の清浄の内容とするものではない。

水道により、「清浄にして豊富低廉」な水の供給を図ることは、豊富低廉に優先して清浄であることが求められていることを意味し、本法は、その清浄な水を「豊富低廉」に供給することを目的としたものである。今日、水道水源の新たな開発が困難となり、また、水源の水質が汚濁される等により、清浄、豊富、低廉な水の供給が困難となりつつある状況にあるが、本法は、①水道の布設及び管理の適正・合理化、②水道の計画的整備及び③水道事業の保護育成の施策を講じることにより、清浄にして豊富低廉な水の供給を確保するとしているのである。

三、水道の布設及び管理の適正・合理化

水道の布設の適正・合理化の確保に関する定めとして、施設基準（法五条）、技術者による布設工事の監督（法二二条）、給水開始前の届出及び検査（法二三条）、給水装置の構造及び材質（法一六条）等の規定があり、また、水道の管理の適正・合理化の確保に関する定めとして、水質基準（法四条）、水道技術管理者（法一九条）、水質検査（法二〇条）、衛生上の措置（法二二条）等の規定があり、両者相俟って水道の布設及び管理の適正・合理化を期している。

四、水道の計画的整備

「水道を計画的に整備し」の文言は、昭和五二年の水道法の一部改正により新たに加えられたものである。その理由は、水道水の需給の逼迫、水源の汚濁その他水道をとりまく諸条件の変化により、水道の布設、管理の適正・合理化及び水道事業の保護育成を図るのみでは、本法の目的を実現する上で十分には対応しきれなくなったことから、総合的かつ長期的見通しに立って計画的に水道の整備を図る必要に迫られたことによるものである。水道の計画的整備についての国及び地方公共団体の役割分担は、法第二条の二に定められている。

五、水道事業の保護育成
水道事業の保護育成については、国の基本的な責務が定められている（法二条の二）ほか、水道事業の独占的經營を保障（法八条四号）し、国は事業に要する費用の一部を補助する（法四四条）とともに、必要な資金の融通又は斡旋に努めること（法四五条）とされている。

〔法 律〕

（責 務）

第二条 国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。

2 国民は、前項の国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、自らも、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に努めなければならない。

〔要 旨〕

本条は、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持と水の適正かつ合理的な使用に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、国民についても、国及び地方公共団体の施策への協力、水源等の清潔保持及び水の適正かつ合理的な使用に努める責務を定めたものである。

〔解 説〕

一、国及び地方公共団体の責務

（一）責務の内容

第一項は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために不可欠な施設であり、かつ、水が貴重な資源であることに鑑み、水源等の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関する国及び地方公共団体の責務を定めたものである。これは、前条に定める本法の目的から必然的に生ずる責務であり、その具体化規定である。これらについては、従来から様々な施策が講じられてきたところであるが、近年、水源の汚濁、水需給の逼迫が著しくなり、水道水の質及び量の確保が大きな社会問題となったことを背景として、昭和五二年の法改正の際に本項が追加されたものである。

国及び地方公共団体に要請される必要な施策は、「水源等の清潔保持」並びに「水の適正かつ合理的な使用」に関することに限定されるものではないが、本項は、他の法令によって総合的な施策が定められておりその運用により実効を期すべきものを除き、水道の事業運営に直接関係する事項について定めているものである。本項に基づいて行われる施策は、公衆衛生、環境保全、水源開発その他水道の運営を支える諸施策の一環として行われることによって初めてその実効が期待できるものであるから、国及び地方公共団体は、本項で規定された責務を遂行することとはもとより、このような諸施策を総合的に調整し、その推進に努めなければならない。

（二）水源等の清潔保持

水道水は、常に人の飲用に適する水としての安全性等が確保されることはもとより、生活用水としての使用に支障を及ぼすものであってはならない。そのため、本法は、水道の衛生確保に関して多くの規定をおいているが、水道は、水源から給水栓に至るまで膨大な設備を有するものであるで、それらの全て及びその周辺の環境について、単に汚染防止に努めるばかりでなく、積極的にその清潔保持に必要な施策を講じること国及び地方公共団体

の責務として規定したものである。

なお、水道事業者又は水道用水供給事業者は、水源の水質を保全するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対して、水源の汚濁防止のための要請等ができることとされているが（法四三条）、これも本条の趣旨に基づく規定である。

（三）水の適正かつ合理的な使用

近年、水需給が逼迫するとともに、水資源の有限性が顕在化し、水が貴重な資源であることが認識されるようになってきたことを背景として、水道水の使用についてもそのあり方が問われるようになってきた。そのため、本条においては、国及び地方公共団体が、水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならないことを規定したのである。「水の適正かつ合理的な使用」とは、水の浪費的な使用を抑制するとともに、水の循環利用その他の水の有効利用を推進すること等である。また、本法は、このことについて国に調査、研究に努めるよう規定している（法四五条の二）。

二、国民の責務

第二項は、国民の責務として、前項に規定する国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、自らも進んで水源等の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に努めなければならないことを明らかにしたものである。本項の規定のうち「前項の国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、自らも」の文言は、昭和五二年の法改正において追加されたものである。これは、第一項において国及び地方公共団体の責務が規定されたことに伴い、国民もまた、水道が国民の日常生活に必要不可欠な施設であり、かつ、水が貴重な資源であることの認識に基づいて、自ら健康で文化的な生活を維持し、その向上を図るため、清浄、豊富、低廉な水の供給の確保について一翼を担うべきことを表明

したものと見えよう。

〔法 律〕

第二条の二 地方公共団体は、当該地域の自然的社会的諸条件に応じて、水道の計画的整備に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、水道事業及び水道用水供給事業を経営するに当たっては、その適正かつ能率的な運営に努めなければならない。

2 国は、水源の開発その他の水道の整備に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するとともに、地方公共団体並びに水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、必要な技術的及び財政的援助を行うよう努めなければならない。

〔要 旨〕

本条は、水道の計画的整備並びに水道事業及び水道用水供給事業の経営に関して、国及び地方公共団体の基本的な責務について明らかにしたものである。

〔解 説〕

一、本条追加の趣旨

本条は、昭和五二年の法改正によって追加されたものである。法第二条が、「公衆衛生の向上と生活環境の改善」という法の目的を達成するために、水源等の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関して、国、地方公共団体及び国民の果たすべき責務を定めたものであるのに対して、本条は、「公衆衛生の向上と生活環境の改善」という究極の目的を達成するために、「水道を計画的に整備し」、また、「水道事業を保護育成する」という具体的な目的の達

成に向けての地方公共団体及び国の責務を定めたものである。

二、地方公共団体の責務

(一) 水道の計画的整備に関する施策の策定及び実施

「水道の計画的整備」とは、本法の目的を達成するために、当該地域の自然的社会的諸条件に応じて、長期的な見通しに立って計画的に水道施設の整備を図るとともに、水道の健全な運営、管理体制を整備することであり、そのことによって、当該地域の水道の整備を促進し、また、水源の確保、水質の保全その他当該地域の水道の諸問題を解決していこうとするものである。公衆衛生の向上、生活環境の改善にとって、水道は欠くことのできない生活基盤施設であるから、水道の布設を推進することは、地域の行政をあずかる地方公共団体の責務の一つである。そのために、水道の布設、運営に関する施策を定めるとともに、その実施に努める必要がある。また、実際に水道事業、水道用水供給事業を運営するに当たっては、その公共性に鑑み、「適正かつ能率的な運営に努めなければならない」とされている。

(二) 自然的社会的諸条件の考慮

水は地域属性が強く、水道水の供給は地形その他の自然的条件に影響を受けざるを得ない。そのため水道の計画的な整備に当たっては、このような自然的条件を考慮するとともに、当該地域の歴史的、文化的、社会的、経済的諸条件に即して合理的な施策を策定し、これを実施しなければならないとされているのである。施策の策定及び実施に関しては、当該地方公共団体の区域のみに限定せず、隣接地方公共団体との有機的一体性の確立に積極的に配慮するとともに、都道府県と市町村との責任区分については当該地域の実情に応じて対処すべきである。

(三) 適正かつ能率的な経営

地方公共団体が水道事業及び水道用水供給事業を経営するに当たっては、事業の「適正かつ能率的な運営に努めなければならない」とされている。地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない（地方自治法二条一三項）。また、地方公共団体が地方公営企業を経営する場合には、経済性と公共性とが経営の基本原則とされている（地方公営企業法三条）。本条もこれと同じ趣旨であり、本条に対応して、能率的経営が水道事業経営の認可の要件とされている（法八条五号・一四条四項一号）。

三、国の責務

(一) 水道整備に関する施策の策定と推進

1 水源の開発

本法は、水道事業について市町村経営を原則としているが、都市化の進行と生活水準の向上に伴う一人当たりの使用水量の増加等の要因により水道水の需要が増大し、この需要に対応する水を確保するためには、地域に利用可能な状態で存在する地下水や河川水を利用するのみでは足りず、ダム建設等による積極的な水源開発や地域外からの導水の必要が生じたことから、本項において、水源の開発が国の責務として特に例示されたものである。

限りある水資源に対応して、健康で文化的な国民生活に必要な水を確保することは国民的課題であり、国は、長期的な水道用水需給の見通しに立って将来にわたる水の安定供給を図るため、水道水源の開発、保全及び利用に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを推進しなければならないのである。

2 水道整備に関する基本的かつ総合的な施策

本条第一項により、「水道の計画的整備」に関する施策を策定し実施することが地方公共団体の責務とされたこと及び水道の広域的な整備を円滑に推進するため、都道府県知事は、当該地域の地方公共団体の要請に応じて広域的水道整備計画を策定するものとされたこと（法五条の二）に対応して、「国は、水道の整備に関する基本的かつ総合的な施策を策定し」、「これを推進する」こととされたものである。

(二) 技術的及び財政的援助

法第一条は、水道事業の保護育成を本法の目的達成の一つの手段として掲げているが、本条は、これをうけて、生活に不可欠な基盤施設としての水道の整備普及を円滑に促進するために必要な援助を国の責務として規定している。財政的援助については、国庫補助（法四四条）及び国の特別な助成（法四五条）についての定めがあり、技術的援助については、国の研究等の推進（法四五条の二）に関して具体的な定めがある。これらは、いずれも国民の健康で文化的な生活を確保し、水道事業の保護育成を図る上で国が行うことが適当であると考えられるものである。

〔参考〕

水源の開発

産業の発展及び都市人口の増加に伴い、用水を必要とする地域に対する水の供給を確保するため、昭和三六年に水資源開発二法（水資源開発促進法、水資源開発公団法）が制定され、大都市圏域の水資源開発は、緊急を要する重要水系の指定とその水系内における水需給の総合計画により広域的に行われることとなった。現在、水資源開発促進法第三条に基づき、利根川水系、荒川水系、木曾川水系、淀川水系、吉野川水系、筑後川水系の六水系が指定され、それぞれの水系ごとに同法第四条第一項に基づく水資源開発基本計画が策定されており（利根川水系及び荒川水系については両水系を一体として一つの計画が策定されている）、水資源開発公団等により水資源開発事業が進められている。

〔法律〕

（用語の定義）

第三条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

2 この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が百人以下である水道によるものを除く。

3 この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が五千人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。

4 この法律において「水道用水供給事業」とは、水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。

5 この法律において「水道事業者」とは、第六条第一項の規定による認可を受けて水道事業を営業者をいい、「水道用水供給事業者」とは、第二十六条の規定による認可を受けて水道用水供給事業を営業者をいう。

6 この法律において「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、百人をこえる者にその居住に必要な水を供給するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。

7 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

8 この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ）であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。